

吉田氏はJR東日本への 復職を決意し奮闘中

吉田氏はJR東日本を退職後、埼玉県内のある会社に再就職しました。「二度とJR東日本は利用しない」と心に決め、裁判のこともあまり考えないようにしていました。「このままで終わらせたくない。事実を明らかにしたい」と願いながらも、「どうせ自分の現状は変わらない…」と、自らの人生に対しては、半ば、自暴自棄になっていました。

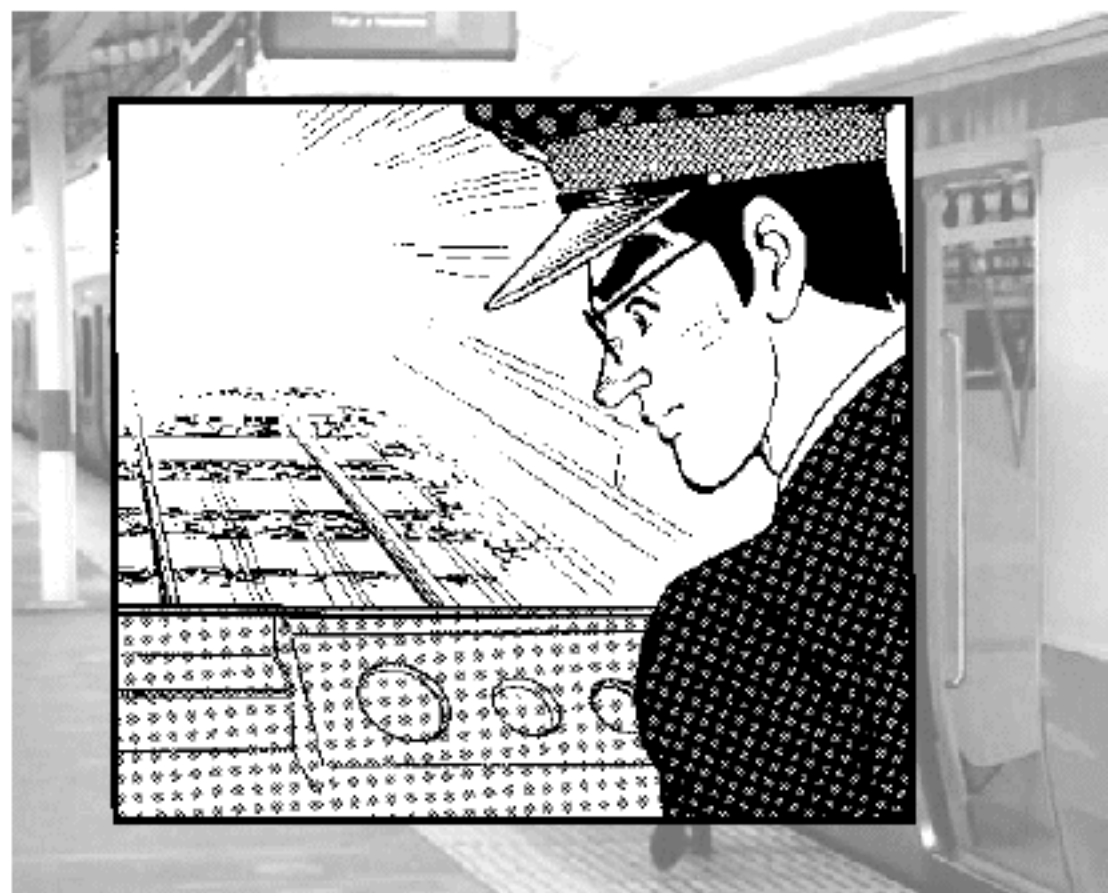
1. JR連合の全面支援で 復職をめざすことを決意

2007年7月17日、JR連合のある旧知の先輩から電話があり、被告7名全員に有罪判決が下ったことを知り、さらに、復職にむけて頑張らないかと声を掛けられました。退職時27歳だった吉田氏は、33歳になっていました。しかし頭にある職場の姿は、JR東労組が傍若無人に振舞う事件当時のままでした。何度か状況を聞いたものの、それでも決断できないでいました。しかし、8月30日にJR東日本が被告らを懲戒解雇したことで、吉田氏は、ようやく会社の姿勢が変わってきていることを実感し、復職を目指す意思を固めたのです。

そして吉田氏は、代理人を通じてJR東日本に対し、2007年9月26日付で、退職願は本人の意思ではなくJR東労組役員らによる強迫によって提出させられたものであるとして、これを取り消し、会社への復職を意思表示する「通知書」を送付しました。さらに、12月6日、JR東日本を相手に、復職を求める民事訴訟を東京地裁に提起しました。

吉田氏は、2007年11月15日に開催されたJR連合の「JRから暴力を排除し職場の信頼と安全を築く総決起集会」に次のようなメッセージを寄せ、心境を明らかにしました。

「私が、これから民事訴訟で闘っていくにあたり、JR連合の皆様をお願いします。それは、JR連合の力によって、JR東日本に、



安心して、安全に働ける職場をつくっていただきたいということです。私のような目に遭って、心ならずも会社を辞めざるを得なかったり、今なお鬱々と仕事をしている方々は少なからずいるはずです。二度とそうした不幸は繰り返して欲しくないと思います。私は、安心して、生き生きと、楽しく鉄道の仕事がしたいと切に願っております。会社にも、きっとこの気持ちが届くものと信じています」

2. 会社は強要行動の事実を認め 裁判終結は着実に近づく

2008年1月24日から、東京地裁で吉田氏の復職裁判の審理が開始されました。会社は答弁書で「強要行動を容認していたのではない」としながらも、「当時原告（吉田氏）が本件強要行動によって精神的肉体的に追い詰められていたことは認める」「分会の組合員らが原告に対して言葉による攻撃を加え、東労組を脱退し被告を退職するような圧力をかけていたことは認識していた」などと述べ、事実経過を概ね認めました。

その後の審理で、裁判所も「争点はかなり限定的である」との見解を示し、和解を示唆するという動向になっており、裁判の終結は着実に近づいています。



JR連合「JRから暴力を排除し職場の信頼と安全を築く総決起集会」（2007年11月15日）